

川崎市障害者グループホーム新築・改修事業補助金についてのお知らせ

川崎市障害者共同生活援助事業所選定委員会において承認された事業者が、グループホームに係る施設整備（物件の新築、既存物件のバリアフリー改修、消防設備設置等）を行う場合に、川崎市の補助金が活用できます。

当補助金については、国庫補助（社会福祉施設整備費補助金）を活用することとしておりますが、来年度申請分について、今年度中（3月）に事前協議用の資料を提出する必要があります。当補助金を活用して施設整備を予定している場合には、選定委員会での承認後、すぐに書類を提出していただくこととなりますのでご留意ください。詳細は、今後、障害福祉情報サービスかながわに掲載します。

なお、国の内示により国庫補助とならなかった事業については、市の単独補助に切り替えますが、その場合は、補助率が国庫を活用した時と比べて下がる可能性があります。原則として、国庫補助への申請をお願いいたします。

補助金についての問合先：障害計画課計画推進係 044-200-2654

補助金交付要綱：川崎市ホームページから「川崎市障害者グループホーム新築・改修事業補助金交付要綱」で検索できます